

十字路

参院選や自民党総裁選を経て、給付付き税額控除の導入可能性が話題だ。それは何らかの政策意図をもって所得税で税額控除(クレジット交付)を行い、負担税額を超えたクレジット分は給付する制度と一般に理解されている。

ただ、現時点で内容は漠然としている。諸外国の類似の制度では所得税額と相殺せずクレジット分総額を現金給付するタイプや、現金給付は行わず所得税超過分を地方税や社会保険料から控除するタイプもある。政策目的も子育て支援や就労促進、付加価値税

給付付き税額控除とは何なのか

の負担軽減など様々だ。

我が国には住宅に関する税額控除があり、他方で生活保護や失業手当、児童手当や保育料補助、高校就学支援金など多くの給付制度もある。これらをそのままに別途の給付付き税額控除を設けることは考えられず、全体的な制度の再構築につながりうる。

給付付き税額控除は、遅くとも約20年前から政府内で議論されてきた。特に2010年代前半には、給付付き税額控除のほか総合合算制度や消費税の複数税率、簡素な給付措置の導入・実施が、消費税を10%に引き上げる決定と一体で検討事項とされた。その際、低所得者への配慮が目的であれば給付付き税額控除

の方が優れているにもかかわらず、食料品の軽減税率導入で決着した経緯がある。従って給付付き税額控除を導入するなら軽減税率の廃止も俎上(そじょう)に載せるべきだ。

給付付き税額控除を行政が適切に執行するためには、マイナンバー制度の十分な定着と活用が求められる。低所得者対策、格差是正、所得再分配機能の強化、何らかのインセンティブ付与など、制度を作るなら目的を明確にする必要があるが、それ以前に10億あるといわれる預貯金口座への付番なしに公正な制度設計は難しい。すり合わせるべき論点はかなり多い。

(大和総研 常務執行役員
鈴木 準)